



# 医療体制維持に感謝の5万円

## 保険薬局と勤務する薬剤師に QUO カードを支給

市は、市内に開設する保険薬局1店舗当たりおよび、勤務する薬剤師1人当たり各5万円分のQUOカードを支給する。保険薬局の薬剤師は国が医療機関の医療従事者等に支給する慰労金の対象とならない中、緊急事態宣言発令下でも医療体制を維持するために継続して勤務し、患者対応に当たってきたことに感謝の意を表すもの。白井千香保健所長は「市薬剤師会の皆さんには、3月下旬から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の検体搬送もボランティアで手伝ってもらっている。商品券の支給を通して少しでも恩返しできれば」と話す。

★新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、市内の保険薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険薬局に限る）や勤務する薬剤師は医薬品の供給や調剤業務等により市民の健康な生活を守ってきた。その医療体制維持への尽力に感謝の意を表し、薬剤師1人当たりおよび保健薬局1店舗当たり各5万円分のQUOカードを支給する。ただし、各1回限り。

★対象は令和3年4月1日時点で市内に開設している保険薬局と、薬局に勤務し、下記の要件を全て満たす薬剤師。

- (1) 令和3年1月14日～2月28日(緊急事態宣言期間中)に保険薬局に在籍し、10日以上勤務実績がある人。
- (2) 国が実施する「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の慰労金を受給していない(予定を含む)人。

★市薬剤師会に加入している薬局には同会からメールで申請書等の案内を送付済みで、加入していない薬局には4月下旬に個別に郵送するほかホームページでも周知する。5月上旬に受け付けを終了し、6月中に各薬局にQUOカードを配布予定。

★市薬剤師会はひっ迫する保健所業務を応援しようと3月27日から、本来の薬局業務とは別にPCR検査の実施対象となっても保健所へ検体の提出に來られない市民等の自宅に検体を回収しに行き、保健所へ車で搬送する業務をボランティアで行っている。感染者の急増で多くの濃厚接触者が自宅待機を余儀なくされ、保健所業務がひっ迫する中、同会が応援を申し出た。同会副会長の上羽敏明さん(56歳)は「今後は東部・北部・西南部に拠点を置き、市内全域の検体を効率的に回収・搬送する体制を整えて、少しでも保健所の負担を軽減したい」と力を込める。

<お問い合わせ>

健康福祉部 保健所 保健医療課 ☎ : 072-807-7623 FAX : 072-845-0685